

## 沖縄県インターンシップに関する実施要綱

### (要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県（以下「県」という。）が大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）からの要請により、インターンシップ学生実習生（以下「学生実習生」という。）を受入れる場合の基本的な事項について定めるものとする。

### (インターンシップの目的)

第2条 県は、学生に職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の県行政に対する理解を深めることを目的として、大学等から学生実習生を受入れるものとする。

### (学生実習生の受入れ手続き)

第3条 大学等は、授業の一環として、県において学生の実習を希望する場合は、沖縄県総務部長（以下「総務部長」という。）に対して、実習の依頼を行うものとする。

2 総務部長は、大学等から実習の依頼があったときは、次の事項に留意して学生実習生の受入れを決定するものとする。

(1) 実習の目的、内容等が、県において実習することが適当なものと認められるものであること。

(2) 県の業務に支障がないこと

3 前項の規定により学生実習生の受入れを決定した場合は、県は大学等と別紙1によりインターンシップに関する協定を締結するものとする。

### (実習期間)

第4条 学生実習生の実習期間は原則として2週間以内とする。ただし、必要に応じて県と大学等との協議により延長することができる。

### (実習時間)

第5条 学生実習生の実習時間については、県職員の勤務時間の例によるものとする。

### (服務)

第6条 学生実習生は、実習時間中は県職員の指導・指示に従うとともに、実習に専念するものとする。

2 学生実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

(実習中の事故責任)

第7条 大学等及び学生実習生は、実習中の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応するものとする。

2 学生実習生が、故意又は過失により前条第2項または第3項の規定に反する行為を行ったときは、大学等及び学生実習生は、これにより県及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

(報酬等)

第8条 県は、学生実習生には、報酬、旅費、その他一切の手当を支給しないこととする。

(実習の証明)

第9条 県は、大学等から学生実習生の実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(受入所属の長の役割)

第10条 受入所属の長は、学生実習生の受入れにあたっては、業務の執行及び実習の実施に支障がないよう執務環境を整えるとともに、学生実習生を受け入れた際には、効果的な実習ができるよう努めることとする。

附則

この要綱は、平成21年3月24日から施行する。